

事務連絡
令和4年9月5日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

　　国民健康保険主管課（部）　　御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

　　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第269号）等については、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて」（令和4年9月5日保医発0905第1号）等により、令和4年10月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、令和4年度診療報酬改定にかかる「疑義解釈資料の送付について」の電子的保健医療情報活用加算に関するQA※については、令和4年9月30日をもって廃止します。

※電子的保健医療情報活用加算に関するQA

「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添1の問32から問35、別添5の問1から問2、別添6の問22から問23

「疑義解釈資料の送付について（その7）」（令和4年4月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問1

「疑義解釈資料の送付について（その8）」（令和4年5月13日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添2の問1

「疑義解釈資料の送付について（その12）」（令和4年6月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添1の問9

医科診療報酬点数表関係
(医療情報・システム基盤整備体制充実加算)

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問 1 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、その施設基準としてオンライン資格確認の運用開始日の登録を行うこととあるが、どのように登録すればよいか。

(答) 別紙を参照されたい。

別紙：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf>

問 2 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認を導入し、運用開始日の登録を行つた上で、実際に運用を開始した日から算定可能となるのか。

(答) そのとおり。

問 3 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みた結果、患者の診療情報が存在していなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 を算定する。

問 4 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 を算定する。

問 5 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、施設基準を満たす医療機関の医師が情報通信機器を用いて初診を行う場合や往診で初診を行う場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

問 6 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準等において、「ホームページ等に掲示」することとされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。

(答) 例えば、

- 当該保険医療機関のホームページへの掲載
- 自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載
- 医療機能情報提供制度等への掲載

等が該当する。

問 7 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、別紙様式 54 を参考とした初診時間診票は、区分番号「A000」初診料を算定する初診において用いることでよいか。

(答) よい。その他小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、小児かかりつけ診療料及び外来腫瘍化学療法診療料を算定する診療においても、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定するときには、別紙様式 54 を参考とした初診時間診票を用いること。

問 8 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診時間診票の項目について別紙様式 54 を参考とするところがあるが、当該様式と同一の表現であることが必要か。また、当該様式にない項目を問診票に追加してもよいか。

(答) 別紙様式 54 は初診時の標準的な問診票（紙・タブレット等媒体を問わない。以下「問診票」という。）の項目等を定めたものであり、必ずしも当該様式と同一の表現であることを要さず、同様の内容が問診票に含まれていればよい。また、必要に応じて、当該様式にない項目を問診票に追加することも差し支えない。

なお、患者情報の取得の効率化の観点から、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認により情報を取得等した場合、当該方法で取得可能な情報については問診票の記載・入力を求めない等の配慮を行うこと。

問 9 区分番号「A000」初診料の注 15 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診時間診票の項目について別紙様式 54 を参考とするところがあるが、令和 4 年 10 月 1 日より新たな問診票を作成し使用する必要があるか。

(答) 必ずしも新たな問診票を作成することは要しないが、別紙様式 54 に示された問診票の項目等が、医療機関において既に使用している問診票に不足して

(別添1)

いる場合は、不足している内容について別紙として作成し、既に使用している問診票とあわせて使用すること。

事務連絡
令和5年1月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置に関する
疑義解釈資料の送付について

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第16号）等については、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて」（令和5年1月31日保医発0131第5号）等により、令和5年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添4までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問 1 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 5 年厚生労働省告示第 17 号)による改正後の「基本診療料の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 62 号)において、「令和 5 年 12 月 31 日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第 3 の 3 の 7 の(1)に該当するものとみなす。」とされたが、当該届出を行った保険医療機関において、令和 5 年 12 月 31 日までに、電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合について、どのように考えればよいか。

(答) 令和 5 年 12 月 31 日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う。

問 2 問 1 について、「電子情報処理組織の使用による請求を開始」とは、どのような状況を指すのか。

(答) 「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成 18 年 4 月 10 日 保総発第 0410 第 1 号(最終改正; 令和 3 年 12 月 3 日 保連発 1203 第 1 号)) 別添 電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領の別添 1 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出を審査支払機関に提出していればよい。

問 3 区分番号「A001」再診料の注 18 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 について、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 を算定する。なお、加算の算定に当たっては、他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。

問 4 区分番号「A001」再診料の注 18 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 について、薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認を行った結果、前回の診察から薬剤情報等の変更がなかった場合について、どのように考えればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 を算定する。

問 5 区分番号「A001」再診料の注 18 に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 について、施設基準を満たす医療機関の医師が情報通信機器を用いて再診を行う場合、往診及び訪問診療で再診を行う場合は算定できるか。

(答) 算定できない。